

新居浜市上工下水道施設包括委託事業
優先交渉権者選定結果

令和8年7月9日

新居浜市上下水道局

新居浜市上工下水道施設包括委託事業の優先交渉権者の選定に関して、新居浜市上下水道事業ウォーターPPP 審査委員会による審査結果に基づき、優先交渉権者を選定したため、これを公表する。

新居浜市長 古川 拓哉

第 1 審査経緯

1. 審査委員会の構成

新居浜市（以下、「市」という。）は、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験者等を有する者からなる新居浜市上下水道事業ウォーターPPP 審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置しました。なお、審査委員会の委員は、表 1 の 6 名により構成されています。

表 1 審査委員会の委員（敬称略）

区分	氏名	所属・役職
委員長	東 渕 則之	松山大学名誉教授
副委員長	羽 鳥 剛史	愛媛大学社会共創学部教授
委員	河 野 成司	愛媛県土木部河川港湾局 水資源・ダム政策監
委員	加 地 和弘	新居浜市企画部長
委員	高 橋 宣行	新居浜市建設部長
委員	玉 井 和彦	新居浜市上下水道局長

2. 審査委員会の審査経緯

開催された審査委員会と各会における審査経緯は、表 2 のとおりです。

表 2 審査委員会の審査経緯

回	開催日	審査内容
第 1 回	令和 6 年 7 月 18 日	ウォーターPPP の検討経緯、今後のスケジュール
第 2 回	令和 6 年 10 月 22 日	サウンディング調査結果、事業スキーム、事業概要書
第 3 回	令和 7 年 3 月 25 日	実施方針（案）、特定事業の選定
第 4 回	令和 7 年 8 月 18 日	個別対話、募集要項、優先交渉権者選定基準
第 5 回	令和 8 年 1 月 13 日	参加資格審査
第 6 回	令和 8 年 7 月 3 日	企画提案の評価

第 2 審査結果

1. 審査

参加資格を審査する「参加資格審査」、企画提案等を審査する「提案審査」に分けて審査を実施した。

2. 参加資格審査

参加表明があった1グループの参加資格申請書等を審査し、参加資格要件を満たすことを確認した。

3. 提案審査

参加資格要件を満たす1グループの企画提案書について、提案が次の要件を満たしていることを確認のうえ提案審査を行った。

- ・ 提案書類に不足、不備がないこと。
- ・ 提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。

(1) 審査結果

審査委員会の各委員は、新居浜市上工下水道施設包括委託事業の優先交渉権者選定基準に従い、企画提案書の内容を仮評価し、応募者からのプレゼンテーションとヒアリングを通じ、結果を補正し、審査を行った。なお、審査結果は以下のとおり。

提案項目		配点	評価点
大項目	小項目		Aグループ [※]
1.事業の運営方針	本事業の特徴を踏まえた運営方針・工夫	8	4.4
	事業運営にあたっての現状分析、課題整理及び対応策	3	1.5
2.事業の実施体制	業務の役割分担・責任分担及びSPCの組織体制	7	5.6
	統括遂行責任者及び業務主任技術者の配置計画	4	3
3.運転管理業務の方針	処理場施設の運転管理計画	5	5
4.保守管理業務の方針	処理場施設の保守管理計画	3	2.9
	下水道管路の保守管理計画	3	1.5
	水源施設・工水施設の保守管理計画	3	2.3
	水道管路、工水管路の保守管理計画	2	1.5
5.改築更新に係る方針	改築計画（下水道）の策定方針	3	1.5
	処理場施設の改築に係る設計及び工事の実施方針	4	2.2
	水道管路・下水道管路・工水管路の設計の実施方針	2	1
その他の創意工夫	下水処理場・雨水ポンプ場の更新方針について	2	1.5
	情報管理の方針	4	4
	新技術の導入や創意工夫といったイノベーションに関する方針	2	2
7.地元企業の活用に関する方針	地元企業との協力・連携	3	3
	地元企業との将来ビジョン	2	2
8.危機管理体制及び災害対応の方針	危機管理体制及び災害・事故発生時の対応	4	3
	緊急時における地元企業との連携	2	1.9
9.モニタリングに関する方針	セルフモニタリングの実施方針	4	2
	セルフモニタリングを用いた業務の改善方法	4	3

提案項目		配点	評価点
大項目	小項目		Aグループ
10.リスクに対する考え方	リスクの想定とその対応	3	2.4
11.事業の最適化に関する方針	官民の役割分担の最適化	5	3.8
12.地域貢献等	地域の人材雇用	2	1.5
	広報活動の方針	2	1.5
13.追加提案	自由記入	4	4
小計		90	68
価格提案（税抜）	提案額 12,379,724,933 円／提案上限額 12,380,786,364 円	10	10
,合計		100	78

4. 優先交渉権者等の決定

審査委員会は、提案審査の結果、最も得点の高い応募者を優先交渉権者として選定した。

(1)優先交渉権者

- ・住友 EV グループ
- ・代表企業：住友重機械エンバイロメント株式会社
- ・構成企業：株式会社ウォーターエージェンシー
メタウォーター株式会社
株式会社 NJS
株式会社フソウ
- ・協力企業：株式会社地圏総合コンサルタント

第3 審査講評

優先交渉権者とした住友 EV グループの提案内容については、全体的に優れた提案との評価を得ており、特に以下の点を高く評価した。

- ・事業方針・体制に関して、市が掲げる基本方針を実現するにあたって、本事業の特徴や本市の課題を十分に理解しており、中長期的な視点においても効率的な方針、工夫が具体的に示されており、それらを実現可能な体制が提案されている。
- ・各施設に関して、運転管理や保守管理においては、予防保全的な視点及びデータの効率的な活用が提案されており、DX 推進と新技術導入による効率化が図られる提案となっている。また、改築にあたっては維持管理の効率や再構築といった将来展望も踏まえ、LCC を縮減するために必要な具体的な取組が提案されている。

- ・地域貢献に関して、地元企業との連携や活用方針が積極的であるとともに、地域との将来ビジョンが明確であり、将来にわたって持続可能な体制の構築が期待された提案となっている。

- ・緊急対応に関しては、複数拠点による資材供給や、地元企業との連携強化により災害時の対応力向上が見込まれる分担・体制が具体的に示されている。

- ・附帯事業提案に関して、業務の円滑化に資する具体的な内容であり、費用についても従来と比較し縮減が図られる提案がなされている。